

福島県生活環境の保全等に関する条例

施行規則様式 記入例

様式第1号(第11条関係)	1 ^ハ -ジ ^ク
様式第2号(第12条関係)	2 ^ハ -ジ ^ク
様式第3号(第13条関係)	3 ^ハ -ジ ^ク
様式第4号(第14条、第29条、第33条、第38条、第42条、第50条関係)	11 ^ハ -ジ ^ク
様式第5号(第14条、第29条、第33条、第38条、第50条関係)	12 ^ハ -ジ ^ク
様式第6号(第15条、第30条、第34条、第39条、第43条、第51条関係)	13 ^ハ -ジ ^ク
様式第7号(第16条関係)	14 ^ハ -ジ ^ク
様式第8号(第26条、第32条、第36条、第37条関係)	15 ^ハ -ジ ^ク
様式第9号(第31条関係)	21 ^ハ -ジ ^ク
様式第10号(第41条関係)	22 ^ハ -ジ ^ク
様式第11号(第42条関係)	24 ^ハ -ジ ^ク
様式第12号(第42条関係)	25 ^ハ -ジ ^ク
様式第13号(第44条関係)	26 ^ハ -ジ ^ク
様式第14号(第48条関係)	28 ^ハ -ジ ^ク
様式第15号(第49条関係)	31 ^ハ -ジ ^ク
様式第16号(第49条関係)	33 ^ハ -ジ ^ク
様式第17号(第52条関係)	35 ^ハ -ジ ^ク

ばい煙指定施設設置(使用変更)届出書

平成 9年 4月 1日

福島県知事

住 所 福島市杉妻町2番16号

届出書

氏名又は名称 青空産業(株)

法人にあつては、その代表者の氏名

代表取締役社長 福島 太郎

福島県生活環境の保全等に関する条例第13条第1項(第14条第1項、第15条第1項)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	青空産業(株)福島事業所		
工場又は事業の所在地	960 福島市御山町8番30号		
ばい煙指定施設の 種類及び構造	付表1のとおり		
ばい煙指定施設の 使用の方法	付表2のとおり		
ばい煙の処理の方法	付表3のとおり		
資本の額又は出資の総額	5.000万円	常時使用する従業員の数	30人
公害防止の担当部課 (担当者氏名・連絡先)	環境安全課 福島 二郎 (電話番号) 0245(21)7259		
業 種	中分類	27 非鉄金属製造業	小分類 272 非鉄金属第2次 製錬・精製行
事 業 の 内 容	亜鉛合金の製造		

※ 整理番号		※ 受付年月日	年 月 日
-----------	--	------------	-------

備考

- 1 変更の届出の場合は、変更のある部分について、変更前と変更後の内容を対照させること。
- 2 業種の欄は、日本標準産業分類により記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

ばい煙指定施設の種類及び構造

ばい煙指定施設の種類		1-4 廃却物焼却炉	2-8 亜鉛第二次製錬溶解炉
工場又は事業場における施設番号		1号 焼却炉	1号 溶解炉
名称及び型式		東海BC-S	IHI AZ-2型
設置年月日		年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日		9年 6月 1日	9年 6月 1日
使用開始予定年月日		9年 10月 1日	9年 10月 1日
規 模 又 は 能 力	伝熱面積	1.5 m ²	m ²
	燃料の燃焼能力	l/h t/h	l/h t/h
	原料の処理能力	kg/h t/日	kg/h t/日
	火格子面積、羽口面断面積又は火床面積	m ²	m ²
	変圧器の定格容量	kVA	50 VA
	焼却能力	150 kg/h	kg/h
	電流量	kA	kA

備考

- 1 (ばい煙指定施設の種類の欄は、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則(以下「規則」という。)別表第1に掲げる表番号、号番号及び名称を記入すること。
- 2 設置の届出の場合には工事着手予定年月日および使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合には設置年月日の欄に、変更の届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記入すること。
- 3 規模又は予定年月日の欄に、規則別表第1の左欄に掲げる施設の当該右欄に掲げる項目について記入すること。
- 4 (ばい煙指定施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本工業規格A列4番の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

工場又は事業上における施設番号		1号焼却炉			1号溶解炉		
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	8時~17時 3時間1回1日20日1月			8時~17時 9時間1回1日20日1月		
	季節変動	なし			4月~6月は休止		
原材料 (ばい煙の発生に影響あるものに限る。)	種類	汚泥		排液			
	使用割合	80%		20%			
	燃料中の成分割合(%)	硫黄分 カドミウム分	鉛分 フッ素分	硫黄分 カドミウム分		鉛分 フッ素分	
	1日の使用量	500kg/日					
燃料又は電力	種類	A重油			電力		
	燃料中の成分割合(%)						
	発熱量	10.250kcal/kg(低)					
	通常の使用量	10 l/h			40 kVA		
	混焼割合(%)	灰分 0.001	硫黄分 1.0	窒素分 0.05	灰分	硫黄分	窒素分
排出ガス量(Nm ³ /h)	湿り	最大500 通常250			最大8700 通常6100		
	乾き	最大400 通常200			最大8000 通常5600		
排出ガス温度(°C)		250					
排出中の酸素濃度(%)		16					
ばい煙濃度	ばいじん(g/Nm ³)	最大0.4 通常0.2			最大 通常		
	カドミウム及びその化合物(mg/Nm ³)	最大 通常			最大0.01 通常0.07		
	塩素(mg/Nm ³)	最大 通常			最大 通常		
	塩化水素(mg/Nm ³)	最大 通常			最大 通常		
	亜硫酸及びその化合物(mg/Nm ³)	最大 通常			最大 通常		
	鉛及びその化合物(mg/Nm ³)	最大 通常			最大 通常		
	銅及びその化合物(mg/Nm ³)	最大 通常			最大5 通常3		
	亜鉛及びその化合物(mg/Nm ³)	最大 通常			最大7 通常5		
	シアン化水素(mg/Nm ³)	最大 通常			最大 通常		
	燐化水素(mg/Nm ³)	最大 通常			最大 通常		
	水銀及びその化合物(mg/Nm ³)	最大 通常			最大 通常		
	砒素及びその化合物(mg/Nm ³)	最大 通常			最大 通常		
	クロム及びその化合物(mg/Nm ³)	最大 通常			最大 通常		

備考

- 1 原材料中の成分割合の欄及び燃料中の成分割合の欄の記入に当たっては、重量比又は容量比の別を明らかにすること。
- 2 ばい煙濃度の欄には、ばいじんについては福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第3の左欄に掲げる施設におけるばいじんの乾きガス中の濃度を、指定有害物質については同規則別表第4の左欄に掲げる施設における同表の中欄に掲げる指定有害物質の乾きガス中の濃度を記入すること。
- 3 ばい煙処理施設がある場合のばい煙濃度は、処理後の濃度とすること。

ばい煙処理施設の工場又は事業場における施設番号		1号煙突	排ガス処理	
処理に係るばい煙指定施設の工場又は事業場における施設番号		1号焼却炉、1号溶解炉	1号溶解炉	
ばい煙処理施設の種類、名称及び型式		コンクリート製丸型煙突	湿式排ガス洗浄R-1	
設置年月日		年月日	年月日	
工事着手予定年月日		9年 6月 1日	9年 6月 1日	
使用開始予定年月日		9年 10月 1日	9年 10月 1日	
処理能力	排出ガス量 (Nm ³ /h)	最大	9200	8700
		通常	8400	8000
	排出ガス温度 (°C)	処理前	250	450
		処理後	250	300
	ばいじん (mg/Nm ³)	処理前	0.2~0.4	
		処理後	0.2~0.4	
	カドミウム及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前	0.07~0.10	0.10~0.14
		処理後	0.07~0.10	0.07~0.01
	塩素 (mg/Nm ³)	処理前		
		処理後		
	塩化水素 (mg/Nm ³)	処理前		
		処理後		
	フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素 (mg/Nm ³)	処理前		
		処理後		
	鉛及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前		
		処理後		
	銅及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前	3~5	4~6
		処理後	3~5	3~5
	亜鉛及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前	5~7	8~11
		処理後	5~7	5~7
シアン化水素 (mg/Nm ³)	処理前			
	処理後			
燐化水素 (mg/Nm ³)	処理前			
	処理後			
水銀及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前			
	処理後			
砒素及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前			
	処理後			
クロム及びその化合物 (mg/Nm ³)	処理前			
	処理後			
捕集効率 (%)	ばいじん	0		
	カドミウム及びその化合物	0	70	
	塩素			
	塩化水素			
	フッ素、フッ化水素及びフッ化珪素			
	鉛及びその化合物			
	銅及びその化合物	0	80	
	亜鉛及びその化合物	0	65	
	シアン化水素			
	燐化水素			
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	8時~15時 9時間1回1回1日20日1月	8時~15時 9時間1回1回1日20日1月	
	季節変動	なし	4月~6月は休止	
排出口の実高さH ₀ (m)		30m × 0.6φ		
補正された排出口の高さH _e (m)		32.5		
排出速度(m/s)				

備考

- 1 設置の届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合には設置年月日の欄に、変更の届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記入すること。
- 2 ばい煙濃度は、乾きガス中の濃度とすること。
- 3 補正された排出口の高さ H_e は、大気汚染防止法施行規則第3条第2項の算式より算定すること。
- 4 ばい煙処理施設の構造図とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

一般粉じん指定施設設置(使用+変更)届出書

平成 9年 4月 1日

福島県知事

住 所 福島市杉妻町2番16号

届出書

氏名又は名称 青空産業(株)

法人にあつては、その代表者の氏名

代表取締役社長 福島 太郎

福島県生活環境の保全等に関する条例第13条第2項(第14条第2項、第15条第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	青空産業(株)郡山事業所		
工場又は事業の所在地	〒963 郡山市朝日三丁目5番7号		
一般粉じん指定施設の 種類、構造並びに 使用及び管理の方法	付表のとおり		
資本の額又は出資の総額	1.500万円	常時使用する従業員の数	15人
公害防止の担当部課 (担当者氏名・連絡先)	総務課 郡山 三郎 (電話番号) 0249(23)3400		
業 種	中分類	15 衣服・その他の 繊維製品製造業	小分類 159 その他の繊維製 品製造業
事 業 の 内 容	寝具の製造		

※ 整理番号		※ 受付年月日	年 月 日
-----------	--	------------	-------

備考

- 1 変更の届出の場合は、変更のある部分について、変更前と変更後の内容を対照させること。
- 2 業種の欄は、日本標準産業分類により記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

一般粉じん指定施設の種別		動力打綿機	動力混打綿機	
工場又は事業場における施設番号		1号 打綿機	1号 混打綿機	
名称及び型式		ABC-123	XYZ-567	
設置年月日		年月日	年月日	
工事着手予定年月日		平成9年 6月 1日	平成9年 6月 1日	
使用開始予定年月日		平成9年 8月 1日	平成9年 8月 1日	
規模	原動機の定格出力(kw)	2.5	3.7	
	処理能力(kg/h)	10	15	
処理対象物の種類及び通常の月間処理量(t/月)		2	4	
使用及び管理の方法	一般粉じん指定施設がその中に設置されている建築物の概要	鉄筋モルタル平屋造	同左	
	集じん機	種類、名称及び型式	ろ過除じんAB-10	同左
		集じん効率(%)	80	同左
		送風機の原動機出力(kw)	10	同左
	防じんカバーの設置状況			
その他の方法				

備考

- 1 一般粉じん指定施設の種類の欄には、動力打綿機又は動力混打綿機の別を記入すること。
- 2 設置の届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合には設置年月日の欄に、変更の届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記入すること。
- 3 その他の方法の欄には、集じん機又は防じんカバーの設置と同等以上の効果を有する措置について記入すること。
- 4 一般粉じん指定施設及び一般粉じんの処理又は防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。概要図は、日本工業規格A列4番の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

特定粉じん指定施設設置(使用・変更)届出書

平成 9年 4月 1日

福島県知事

住 所 福島市杉妻町2番16号

届出書

氏名又は名称 青空産業(株)

法人にあっては、その代表者の氏名

代表取締役社長 福島 太郎

福島県生活環境の保全等に関する条例第13条第3項(第14条第3項、第15条第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	青空産業(株)いわき事業所		
工場又は事業場の所在地	〒971 いわき市小名浜大原字六反田22番地		
特定粉じん指定施設の種類、構造及び使用方法	付表1のとおり		
特定粉じんの処理又は飛散の防止の方法	付表2のとおり		
資本の額又は出資の総額	2,000万円	常時使用する従業員の数	20人
公害防止の担当部課 (担当者氏名・連絡先)	環境安全課 磐城 四郎 (電話番号) 0246(54)1585		
業 種	中分類	25 窯業・土石製品製造業	小分類 259 その他の窯業・土石製品製造業
事業の内容	ブレーキライニングの製造		

※ 整理番号		※ 受付年月日	年 月 日
-----------	--	------------	-------

備考

- 1 変更の届出の場合は変更のある部分について、変更前と変更後の内容を対照させること。
- 2 業種の欄は、日本標準産業分類により記入すること。
- 3 ※印の欄は、記入しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

特定粉じん指定施設の種類		1 成型機			2 保管施設	
工場又は事業場における施設番号		A-1			第1倉庫	
名称及び型式		アマダAP-1型			鉄筋モルタル造	
設置年月日		年 月 日			年 月 日	
工事着手予定年月日		平成9年 6月 1日			平成9年 6月 1日	
使用開始予定年月日		平成9年 9月 1日			平成9年 9月 1日	
規模	原動力の定格出力 (kw)	3.5				
	保管施設の最大保管容量 (m ³)				80	
使用状況	使用工程	ブレーキライニング製造				
	1日の使用時間及び月使用日数等	9時～17時 8時間回1回/日20日/月			時～時 時間回 回/日 日/月	
	季節変動	なし				
原材料	種類	石綿	△△	□□		
	各原材料の使用割合	〇〇	△△	□□		
	各原材料の通常の1日の使用量(t/日)	〇〇	△△	□□		
	各原材料の通常の月間使用量(t/月)	〇〇	△△	□□		

備考

- 1 特定粉じん指定施設の種類の欄には、福島県生活環境の保全等に関する条例施工規則（以下「規則」という。）別表第2に掲げる項番号及び名称を記入すること。
- 2 設置の届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合には設置年月日の欄に、変更の届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記入すること。
- 3 規模の欄には、規則別表第2の左欄に掲げる施設の当該右欄に掲げる項目について記入すること。
- 4 原材料の欄には、工程別に記入すること。石綿を含有する製品を原材料として使用する場合には、当該原材料中の石綿の割合を原材料の種類別の欄に記入すること。
- 5 特定粉じん指定施設の構造概要図を添付すること。概要図は、主要寸法を記入し、日本工業規格A列4番の大きさに縮小したもの又は既存図面等を用いること。

特定粉じん指定施設の工場又は事業場における施設番号		A-1	第1倉庫	
特定粉じんを処理し、又は特定粉じんの飛散を防止するための施設の工場又は事業場における施設番号		B-1		
特定粉じんを処理し、又は特定粉じんの飛散を防止するための施設の名称		バグフィルター粉じん機		
設置年月日		年月日	年月日	
工事着手予定年月日		平成9年6月1日	年月日	
使用開始予定年月日		平成9年9月1日	年月日	
処理又は飛散の防止の方法	集じん機	種類、名称及び型式	フィルターろ過式DC-80	
		集じん効率(%)	95	
		集じん容量(m ³ /min)	30	
		捕集粉じん取出方法	手動式 1回/月	
		捕集粉じん払落し機構の種類	手動式	
		送風機	原動機出力(kw)	2.2
			送風量(m ³ /min)	
		排出口の高さ(m)	8.5	
		排出口から敷地境界までの距離(m)	75	
		維持管理方法	点検ろ布交換 1回/月	
散水	装置の種類、名称及び型式			
	散水の方法			
その他の方法		床清掃 1回1週	床清掃 1回1週	
参考事項		原料として再利用		

備考

- 1 設置の届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合には設置年月日の欄に、変更の届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記入すること。
- 2 捕集粉じん取出方法の欄には、取出方法の人力又は動力の別、取出しの周期等を記入すること。
- 3 捕集粉じん払落し機構の種類欄には、粉じん払落し機構の自動式または手動式の別を記入すること。
- 4 維持管理方法の欄には、定期点検の実施頻度、ろ過集じん機のろ布の交換頻度等を記入すること。
- 5 散水の方法の欄には、散水量、散水時間、散水の実施頻度等を記入すること。
- 6 その他の方法欄には、建屋開口部の密閉化、建屋等の清掃等の対策を記入すること。
- 7 参考事項の欄には、廃棄物として処理される特定粉じんの保管及び処分の方法を記入すること。
- 8 特定粉じんの処理又は特定粉じんの飛散の防止のための装置（フードを含む。）の構造とその主要寸法を記入した概要図を添付すること。

ばい煙指定施設設置(使用・変更)届出書に添付する書類

- 1 ばい煙指定施設及びばい煙処理施設の配置図
- 2 ばい煙の排出の方法を記載した書類
- 3 ばい煙の発生及びばい煙の処理に係る操業の概要を説明する書類
- 4 煙道に排ガスの測定個所が設けられている場合には、その場所を示す図面
- 5 緊急連絡用の電話番号その他緊急時における連絡方法を記載した書類
- 6 ばい煙指定を設置する工場又は事業上の付近の見取図

一般粉じん指定施設設置 (使用・変更) 届出書に添付する書類

- 1 一般粉じん指定施設及び一般粉じんを処理し、又は一般粉じんの飛散を防止するための施設の配置図
- 2 一般粉じんの発生及び一般粉じんの処理に係る操業の概要を説明する書類
- 3 一般粉じんの指定施設を設置する工場又は事業上の付近の見取図

特定粉じん指定施設設置 (使用・変更) 届出書に添付する書類

- 1 特定粉じん指定施設及び特定粉じんを処理し、又は特定粉じんの飛散を防止するための施設の配置図
- 2 特定粉じんの排出の方法を記載した書類
- 3 特定粉じんの発生及び特定粉じんの処理に係る操業の概要を説明する書類
- 4 条例22条の規定による特定粉じんの濃度の測定場所及び該当場所を選定した理由を記載した書類
- 5 特定粉じん指定施設を設置する工場又は事業場の付近の見取図

氏名等変更届出書

平成 9年 4月 1日

福島県知事

住 所 **福島市杉妻町2番16号**
届出書

氏名又は名称 **青空産業(株)**

法人にあつては、その代表者の氏名

代表取締役社長 福島 太郎

次のとおり変更があつたので、福島県生活環境の保全等に関する条例第18条 (~~第35条、第41条、第1項、第46条、第57条第1項、第68条~~)の規定により、次のとおり届け出ます。

変更があつた事項	変 更 前	変 更 後
設置者の氏名又は名称並びに法人にあつては、その代表者の氏名	代表取締役社長 会津五郎	代表取締役社長 福島太郎
設置者の住所		
工場又は事業場の名称		
工場又は事業場の所在地		
変 更 年 月 日	平成 9年 3月 15日	
変 更 理 由	3月の株式総会により、代表者の変更が決定されたため。	

※ 整理番号		※ 受付年月日	年 月 日
-----------	--	------------	-------

備考

- 1 変更があつた部分の欄について、記入すること。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

施設使用廃止届出書

平成 9年 4月 1日

福島県知事

住 所 **福島市杉妻町2番16号**

届出書

氏名又は名称 **青空産業(株)**

法人にあつては、その代表者の氏名

代表取締役社長 福島 太郎

ばい煙指定施設(一般粉じん指定施設、特定粉じん指定施設、排水指定施設、特定施設、有害物質使用排水指定施設、法廷外有害物質使用特定施設、すべての騒音指定施設)の使用を廃止したので、福島県生活環境の保全等に関する条例第18条(第35条、第41条第1項、第46条、第68条)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	青空産業(株)白河事業所
工場又は事業の所在地	〒961 白河市昭和町269番号
施設の種類	2-6 廃棄物焼却炉 9 産業廃棄物の最終処分場 14 ディーゼルエンジン
施設の設置場所	
使用廃止年月日	平成 9年 3月 15日
使用廃止理由	事業所を閉鎖しているため

※ 整理番号		※ 受付年月日	年 月 日
-----------	--	------------	-------

備考

- ※印の欄は、記入しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

承継届出書

平成 9年 4月 1日

福島県知事

住 所 **福島市杉妻町2番16号**

届出書

氏名又は名称 **青空産業(株)**

法人にあつてはその代表者の氏名

代表取締役社長 福島 太郎

ばい煙指定施設(一般粉じん指定施設、特定粉じん指定施設、排水指定施設、有害物質使用排水指定施設、法廷外有害物質使用特定施設、揚水設備、騒音指定施設)に係る届出者の地位を継承したので、福島県生活環境の保全等に関する条例第19条第3項(第36条第3項、第41条第1項、第46条、第58条第3項、第69条第3項)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	大空工業(株)会津工場		
工場又は事業場の所在地	〒965 会津若松市追手町7番40号		
継 承 年 月 日	9年	3月	15日
被継承者	氏名又は名称 並びに法人に あつてはその 代表者の氏名	大空工業(株)代表取締役社長 白河六郎	
	住 所	〒965 会津若松市追手町7番40号	
継 承 の 原 因	譲り受けによる		

※ 整理番号		※ 受付年月日	年 月 日
-----------	--	------------	-------

備考

- ※印の欄は記入しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

排水指定施設
~~特定施設~~設置(使用・変更)届出書
 有害物質使用排水指定施設
 法廷外有害物質使用特定施設

平成 9年 4月 1日

福島県知事 様

〒960

住 所 福島市御山町5番3号

届出書

氏名又は名称 佐藤食品(株)

法人にあっては、その代表者の氏名

代表取締役社長 佐藤 四郎

福島県生活環境の保全等に関する条例第30条第1項(第31条第1項、第32条第1項、第41条第1項、第43条第1項、第43条第1項、第43条第3項、第44条)の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	佐藤食品(株)福島工場		
工場又は事業の所在地	〒960福島市瀬上町15番地6号		
排水指定施設(特定施設、有害物質使用排水指定施設、法廷外有害物質使用特定施設)の種類及び構造	付表1のとおり		
排水指定施設(特定施設、有害物質使用排水指定施設法廷外有害物質使用特定施設)の使用の方法	付表2のとおり		
汚水等の処理の方法	付表3及び付表4のとおり		
指定事業排水又は特定事業場排水の汚染状態及び量(排水指定施設又は特定施設の場合)	付表5のとおり		
地下浸透水の浸透の方法(有害物質使用排水指定施設又は特定施設の場合)	付表6のとおり(当該なし)		
資本の額又は出資の総額	1. 500万円	常時使用する従業員の数	45人
公害防止担当部課(担当者氏名・連絡先)	総務課 024 (課長 佐藤五郎) (電話番号) 521-3456		
業 種	中分類	1 2 食品製造業	小分類 1 2 2 水産食品製造業
事 業 の 内 容	水産練製品の製造		

※ 整理番号	※ 受付年月日	年	月	日
--------	---------	---	---	---

備考

- 1 変更の届出の場合は変更のある部分について、変更前と変更後の内容を対照させること。
- 2 業種の欄は日本標準産業分類により記入すること。
- 3 ※印の欄は記入しないこと。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

備考

- 1 使用原料又は燃料の種類及び硫黄分、カドミウム分、弗素分、鉛分の欄の記入に当たっては、重量比又は容量の比の別を明らかにすること。
- 2 はいじん及び塩化水素のC sの欄にはそれぞれ福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第3及び別表題4の備考にあげるC sとして表示された数をCの欄にはそれぞれ同規則別表第3及び別表第4の備考に掲げる式により算出されたはいじん及び塩化水素の量として表示された数値を記入すること。
ただし、同規則別表第1の2の表2の項に掲げるボイラー以外のばい煙指定施設の塩化水素に係るばい煙濃度の測定の結果は、塩化水素のC sの欄に記入すること。
- 3 はいじん及び塩化水素の酸素濃度の欄には、それぞれの測定を行ったときの排出ガス中の酸素の濃度を記入すること。

施設の種類	冷凍すり身の解凍施設	混練施設
工場又は事業場における施設番号	1号	3号
施設の構造 (型式及び主要寸法を含む。)	別紙によることとし、できる限り図面を利用すること。別紙。	
施設の能力	30t/日	30t/日
設置年月日	年 月 日	年 月 日
工事着手予定年月日	平成 9年 6月 10日	平成 9年 6月 10日
使用開始予定年月日	平成 9年 7月 1日	平成 9年 7月 1日
当該施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置	別紙によることとし、できる限り図面を利用すること。別紙。	
参考事項		

備考

- 1 施設の種類の欄には、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第20条に掲げる名称若しくは水質汚濁防止法施行令別表1に掲げる番号及び名称を記入すること。
- 2 設置の届出の場合には工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合には設置年月日の欄に、変更の届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記入すること。

工場又は事業場における施設の番号		1号	3号
使用状況	1日の使用時間及び月使用日数等	8時～ 17時 8時間/回 1回/日 25日/月	8時～ 17時 8時間/回 1回/日 25日/月
	季節の変動	なし	なし
主要原材料	種類	冷凍すり身	すり身、デンプン、卵白調味料
	使用方法 (使用割合等を含む。)	流水で換水しながら解凍する。	原材料を混合攪拌し、成形しやすいようにする。
	1日当たりの使用量	冷凍すり身20t	すり身20t、調味料1t デンプン1t、水 7.5t
汚水等の量 (m ² /日)		最大 ○○ 通常 ○○	最大 ○○ 通常 ○○
汚水等の汚染状態	pH	最大 ○○ 通常 ○○	最大 ○○ 通常 ○○
	BOD (ppm)	最大 ○○ 通常 ○○	最大 ○○ 通常 ○○
	SS (ppm)	最大 ○○ 通常 ○○	最大 ○○ 通常 ○○
		最大 通常	最大 通常
		最大 通常	最大 通常
		最大 通常	最大 通常
参考事項		1日の作業終了時に施設を洗浄するため、その時に高濃度の汚水がでる。	

汚水等処理施設の種 類	ラグーン池	
工場又は事業場における施設番号	○号	
設 置 年 月 日	年 月 日	年 月 日
工 事 着 手 予 定 年 月 日	平成9年 6月10日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	平成9年 7月 1日	年 月 日
汚水等処理施設に関連する施設の種 類	冷凍すり身の解凍施設、湿熱施設	
汚水等処理施設の構造(型式及び主要寸法を含む。)	別紙によることとし、できる限り図面を利用すること。別紙。	
処 理 の 方 法	ネットスクリーン +ラグーン方式	
処 理 の 系 統 (工 程)	別紙によることとし、できる限り図面を利用すること。別紙。	
使 用 状 況	1日の使用時間及び月使用日数等	
	季 節 変 動	なし
消 耗 資 材	種 類	/
	用 途	
	1日当たりの使用量	

備考

- 1 汚水等の処理の方法は、処理の系統別に記入すること。
- 2 設置の届出の場合には工事中着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、使用の届出の場合には設置年月日の欄に、変更の届出の場合には設置年月日、工事着手予定年月日及び使用開始予定年月日の欄に、それぞれ記入すること。
- 3 消耗資材の欄には、汚水等処理施設において中和、凝集、酸化その他の反応の用に供する消耗資材の1日当たりの用途別使用量を記入すること。

汚水等処理施設の種 類			ラグーン池			
工場又は事業場における施設番号			○号			
処 理 能 力	汚水等の量 (m ³ /日)		最大 500 通常 300	最大	通常	
	汚	pH	最大	処理前 10 処理後 7.2	処理前	処理後
			通常	処理前 9 処理後 7.2	処理前	処理後
	水	BOD	最大	処理前 350 処理後 30	処理前	処理後
			通常	処理前 300 処理後 20	処理前	処理後
	等	SS	最大	処理前 250 処理後 30	処理前	処理後
			通常	処理前 200 処理後 20	処理前	処理後
	の	水	最大	処理前 処理後	処理前	処理後
			通常	処理前 処理後	処理前	処理後
	質		最大	処理前 処理後	処理前	処理後
通常			処理前 処理後	処理前	処理後	
残さの処 理	残 さ の 種 類	魚肉カス				
	1 月 間 の 生 成 量	3.5 t				
	処 理 の 方 法	処理委託				
排水溝位置及び数並びに排出先の水域名及びその利水目的等			別紙図面のとおり			
参 考 事 項			生活系排水については、合併処理浄化槽(20人槽)にて処理。			

備考

- 1 汚水等の水質の欄には、処理前の水質は処理の入口水質、処理後の水質は処理の系統の出口水質を記入すること。
- 2 生活系排水の処理の方法についても記入すること。

使用量 (日)	用途	製品処理水		冷却水		生活用水		その他(清浄水)		合計		
		最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	
	水道水	50	30			20	10			70	40	
	工業用水											
	地下水	300	200	80	40	25	20	80	40	485	300	
	その他 ()											
	合計	350	230	80	40	45	30	80	40	555	340	
総排水量 (m ³ /日)		最大 500		通常 300								
各排水口における排出水の汚染状態	排水口の名称	総合排水口										
	排水量 (/日)	最大 500		通常 300		最大		通常				
	項目	最大										
	pH	通常	7.2									
		最大	30									
	BOD (ppm)	通常	20									
		最大	30									
	SS (ppm)	通常	20									
		最大										
		通常										
	最大											
	通常											
	最大											
	通常											
参 考 事 項												

測定年月日 及び時刻	測定場所		排水指定施設 (特定施設)の 使用状況	採水者	分析者	測定項目					備考
	名称	排水量 (/日)				ph	BOD	SS			
H9.5.10 11:00	総合排 水口	300	通常稼働 (8:00~17:00)	佐藤	高橋	7.1	15	15			
⋮			⋮								

備考

- 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

平成 9年 5月 1日

福島県知事 様

〒960

住所 福島市御山町5番3号

届出書

氏名又は名称 佐藤食品(株)

法人にあつては、その代表者の氏名

代表取締役社長 佐藤四郎

福島県生活環境の保全に当に関する条例第55条第1項(第56条第1項)の規定により、揚水設備の設置(使用)について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	佐藤食品(株)福島工場
工場又は事業の所在地	〒960 福島市瀬上町15番6号
揚水設備の構造	付表のとおり
地下水の採取予定量	付表のとおり
ストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積	付表のとおり
地下水の用途及び用途別使用量	付表のとおり

※ 整理番号		※ 受付年月日	年 月 日
-----------	--	------------	-------

備考

- ※印の欄は、記入しないこと。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

井戸	井戸の名称又は番号	No1		
	さく井年月日	平成9年4月15日	年 月 日	年 月 日
	深度(地表面下m)	18		
	側管の口径(mm)	100		
	ストレーナーの位置 (地表面下)	17~17.5 ~ ~ ~	~ ~ ~ ~	~ ~ ~ ~
揚水	種類(名称及び型式を含む。)	クボタポンプ SC5A 型		
	原動機出力(kW)	15		
	吐出口の断面積(cm ²)	50		
	揚水の能力(m ³ /h)	15		
	1日平均使用時間(時間)	8		
水量	1日平均揚水量(m ³)	120		
水温(°C)	14			
水質				
地下水の水位	静止水位 (地表面下m)	4		
	揚水水位 (地表面下m)	12		
用途別使用量	冷却水	90		
	ボイラー用水	30		
水量測定器	種類(名称及び型式を含む。)	実測型水道メーター		
	口径(mm)	100		
	検定合格年月日	平成8年10月15日	年 月 日	年 月 日
	使用開始(予定)年月日	平成9年5月20日	年 月 日	年 月 日
水源別の水の使用量及びその割合	水道水	工業用水	地下水	その他()
	(m ³ /日) (%)	(m ³ /日) (%)	(m ³ /日) (100 %)	(m ³ /日) (%)

備考 地質柱状図がある場合には、地質柱状図を添付すること。

揚 水 設 備 設 置 廃 止 等 届 出 書

平成 9年 5月 1日

福島県知事 様

〒960

住 所 福島市御山町5番3号

届出書

氏名又は名称 佐藤食品(株)

法人にあっては、その代表者の氏名

代表取締役社長 佐藤四郎

福島県生活環境の保全に当に関する条例第57条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	佐藤食品(株)福島工場
揚水設備でなくなった井戸又は使用を廃止した井戸の名称又は番号	No1 井戸
使用廃止等年月日	平成9年4月20日
揚水設備でなくなった理由	揚水機を吐出口断面積6 cm ² のものに交換したため

※ 整理番号		※ 受付年月日	年 月 日
-----------	--	------------	-------

備考

- 1 揚水設備でなくなった理由の欄は、福島県生活環境の保全等に関する条例第57条第1項第2号に該当する場合に記入すること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

揚水設備設置変更届出書

平成 9年 5月 1日

福島県知事 様

〒960

住 所 福島市御山町5番3号

届出書

氏名又は名称 佐藤食品(株)

法人にあっては、その代表者の氏名

代表取締役社長 佐藤四郎

福島県生活環境の保全に当に関する条例第57条第2項の規定により、揚水設備の変更について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	佐藤食品(株)福島工場	
井戸の名称又は番号	No1 井戸	
変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後
地下水の採取予定量	120 /日	160 /日
ストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面図	揚水機の吐出口断面積 50 cm ²	揚水機の吐出口断面積 60 cm ²

※ 整理番号		※ 受付年月日	年 月 日
--------	--	---------	-------

備考

- 1 揚水設備でなくなった理由の欄は、福島県生活環境の保全等に関する条例第57条第1項第2号に該当する場合に記入すること。
- 2 ※印の欄は記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

井戸の 名称又 は番号 事項 月別	No1 井戸							
	揚水量 ()	稼働 日数 (日)	静 止 水 位 (地表面下m) 及び測定日	揚 水 水 位 (地表面下m) 及び測定日	揚水量 ()	稼働 日数 (日)	静 止 水 位 (地表面下m) 及び測定日	揚 水 水 位 (地表面下m) 及び測定日
1	3.000	25	4 (m) 15 日	12 (m) 15 日			(m)	(m)
2	2.700	23	4 (m) 20 日	12 (m) 20 日			(m)	(m)
3			(m)	(m)			(m)	(m)
4			(m)	(m)			(m)	(m)
5			(m)	(m)			(m)	(m)
6			(m)	(m)			(m)	(m)
7			(m)	(m)			(m)	(m)
8			(m)	(m)			(m)	(m)
9			(m)	(m)			(m)	(m)
10			(m)	(m)			(m)	(m)
11			(m)	(m)			(m)	(m)
12			(m)	(m)			(m)	(m)
年間計	33.000	280						

排水指定施設設置(使用・変更)届出書に添付する書類一覧

- 1 排水指定事業場の敷地内の建物並びに排水指定施設及び汚水等の処理を行うための施設(以下「汚水等処理施設」という。)の配置図
- 2 排水指定事業場の敷地内の排水経路図及び敷地境界から公共用水域までの排水経路図
- 3 主要生産品目別製造工程表(排水指定施設の使用に係る箇所を記入すること。)
- 4 汚水等の発生及び汚水等の処理に係る操業の系統の概要を説明する書類
- 5 汚水等処理施設において計測に用いる装置、機械器具及び薬品等の配置状況を示す書類及び図面
- 6 事故時において未処理の汚水等が流出することを防止する設備の設置状況を示す書類及び図面
- 7 汚水等が排水口以外の箇所から流出することを防止するための設備の設置状況を示す書類及び図面
- 8 排水指定事業場の付近の見取図

注1 排水指定施設の構造等の変更の届出の場合は、上記に掲げる書類のうち排水指定施設の構造等の変更に係る書類を添付すること。

注2 上記に掲げる書類は、特定施設設置(使用・変更)届出書の場合に準用する。

有害物質使用排水指定施設設置(使用・変更)届出書に添付する書類一覧

- 1 有害物質使用排水指定事業等の敷地内の建物並びに有害物質使用排水指定施設及び汚水等処理施設の配置図
- 2 主要生産品目別製造工程表(有害物質使用排水指定施設の使用に係る箇所を記入すること。)
- 3 汚水等の発生及び汚水等の処理に係る操業の系統の概要を説明する書類
- 4 地下浸透水の浸透の方法を記載した書類
- 5 有害物質使用排水指定事業場等の付近の見取図

注1 有害物質使用排水指定施設の構造等の変更の届出の場合は、上記に掲げる書類のうち有害物質使用排水指定施設の構造等の変更に係る書類を添付すること。

注2 上記に掲げる書類は、法廷外有害物質使用特定施設設置(使用・変更)届出書の場合に準用する。

揚水設備設置(使用)届出書に添付する書類一覧

- 1 井戸及び揚水機の設置の場所を示す図面
- 2 揚水設備の構造を示す図面
- 3 井戸の付近の見取図

騒音指定施設設置(使用)届出書

平成 9 年 5 月 1 日

福島県知事

〒960

住 所 福島市杉妻町 2 番 1 6 号

届出書

氏名又は名称 阿部金属(株)

法人にあつては、その代表者の氏名

代表取締役 阿部 電自郎

福島県生活環境の保全等に関する条例第 64 条第 1 項 (第 64 条第 1 項) の規定により、騒音指定施設の設置(使用)次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	阿部金属(株)福島工場		
工場又は事業の所在地 (都市計画法の用途地域)	福島市杉妻町 2 番 16 号 (準工業地域)		
騒音指定施設の種類の数	付表 1 のとおり		
騒音防止の方法	付表 2 のとおり		
資本の額又は出資の総額	500万円	常時使用する従業員の数	15人
公害防止の担当部課 (担当者氏名・連絡先)	工務部環境保全課 阿部一郎 (電話番号) 0245(21)7261		
業 種	中分類	28 金属製品製造業	小分類 285 金属素形材製品製造業
事 業 の 内 容	金属のプレス加工による自動車部品の製造		

※ 整理番号		※ 受付年月日	年 月 日
-----------	--	------------	-------

備考

- 1 業種の欄は、日本標準産業分類により記入すること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とすること。

騒音指定施設の種類	型 式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
1-(5) 機械プレス	川重 KP-30	30t	2	8:30	17:00
1-(6) せん断機	川重 SN-40	4kw	1	8:30	17:00
〃	川重 SW-50	5kw	1	8:30	17:00
参 考 事 項	○低騒音型の機械の採用				

備考

- 騒音指定施設の種類欄には、福島県生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第7に掲げる項番号及び名称を記入すること。
- 騒音指定施設の規模、構造等の参考となる仕様書又はカタログの写しを添付すること。

騒音指定施設の種類	機械プレス 30 t①	機械プレス 30 t②	せん断機 4 kw	せん断機 5 w	
音源での騒音レベル (dB)	95 (1m地点)	95 (1m地点)	82 (1m地点)	85 (1m地点)	合成音 98
建屋の壁材質と厚さ	グラスウール50mm+ALC100mm				
敷地境界までの距離 (m)	10				
その他の騒音 防止対策	○冷暖房を完備し、窓を閉めたままで稼働 ○低騒音型の機種を採用 ○機械プレス等を敷地境界線から遠去けて、工場の中央付近に設置				
敷地境界での騒音 レベルの予測値 (dB(A))	53				
騒音指定工場等の 周辺の状況	工場敷地の周辺は工業団地であり、南・西及び北側は工場用地、東側はJR東北線に面している。 また、直近の民家までは300mの距離がある。				
(防音・遮音計算) (1) 建屋構造による透過損失25dB(A) 「騒音対策ハンドブック」に基づき、総合透過損失を計算 (2) 機械プレス設置場所から直近敷地境界まで約10m 点音源の距離減衰 = $20 \log 1/10 = 20 \text{ dB(A)}$ したがって敷地境界での騒音レベル = $98 - 25 - 20 = \underline{53 \text{ dB(A)}}$					

備考

- 1 その他の騒音防止対策の欄には、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音屏の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を記入すること。
- 2 騒音指定工場等の立面図を添付すること。